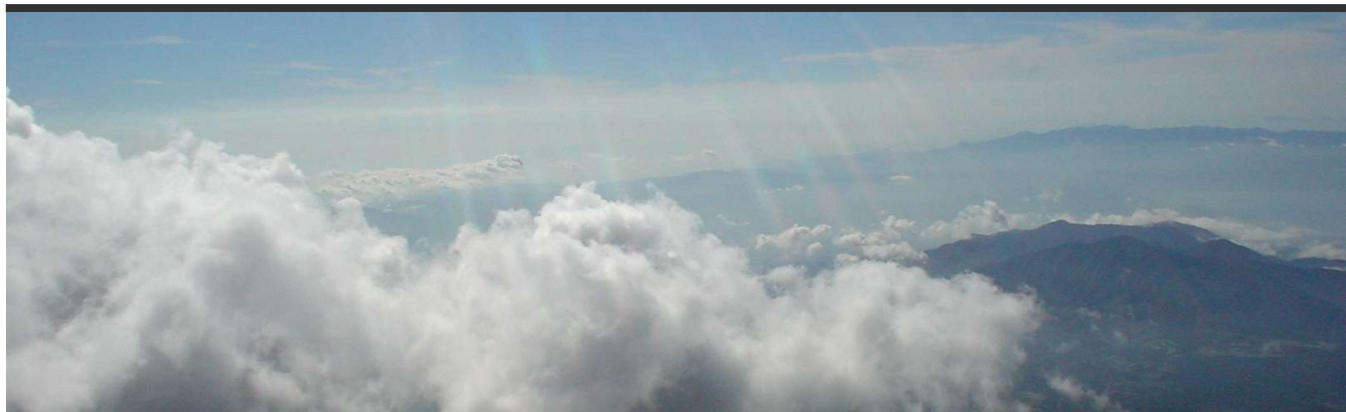


謹賀新年／改正個人情報保護法について



謹賀新年

あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひいたします。

勝手ながら、「年賀状仕舞い」をさせていただいており、年賀状への返礼をせず、大変失礼いたしました。本書をもって年初の挨拶に代えさせていただきますので、ご容赦のほどお願ひ申し上げます。

改正個人情報保護法の施行

2020年に改正された個人情報保護法が2022年4月に施行されます。民間事業者にも影響のある改正が含まれていますので、ここでポイントを解説いたします。

2020年改正のポイント

個人情報の悪用防止のために、以下の点について、企業として対応すべきことが増えます。

- ①漏洩時に当局への報告・本人への通知が義務化
- ②プライバシーポリシー等で公表すべき事項の追加
- ③個人情報の提供記録(誰から誰へ個人データが提供されたかの記録)を、本

- 人が請求したら開示することが義務化
- ④データ授受等について今までの実務が違法になる可能性
 - ⑤本人の権利強化(開示・訂正・利用停止、第三者提供禁止の対象拡大)

このうち、特に影響の大きい①漏洩時に当局への報告・本人への通知が義務化と、②プライバシーポリシー等で公表すべき事項の追加について、要点を解説します。

漏洩時の報告・通知義務

個人情報保護法改正前は、個人情報の漏洩があった場合でも、個人情報保護委員会に届ける義務はありませんでしたし、漏洩した個人情報の本人への通知義務もありませんでした。

しかし、2020年改正により、一定の場合には個人情報保護委員会への報告と本人への通知が義務化されました。

個人情報保護委員会への報告は、以下の場合(報告対象事態)に必要なとなります(高度な暗号化等の措置が講じられている場合は報告不要)。
 ・要配慮個人情報(病歴など特に秘匿性が高い情報)の漏洩

- ・クレジットカード番号など財産的被害が発生するおそれ
- ・不正目的又はそのおそれ(不正アクセス)
- ・1001人以上の漏洩

個人情報保護委員会への報告は、原則として30日以内に行う必要があります。

また、上記の報告対象事態が生じた場合、速やかに、本人の権利・利益を保護するために、必要な範囲で本人への通知をする必要があります。ただし、事案が判明しておらず、通知することでかえって混乱が生じるおそれがあるといったような場合には、その時点で通知をする必要はありません。

プライバシーポリシーとは

プライバシーポリシー(個人情報保護指針)とは、個人情報を取り扱う企業が、自社における個人情報の利用目的や管理方法等についてまとめた文書のことです。個人情報保護法における公表義務を遵守するためには、作成が必須と言ってよい文書であり、今日では、多くの企業が定めています。

改正個人情報保護法の施行

プライバシーポリシー(個人情報保護指針)とは、個人情報を取り扱う企業が、自社における個人情報の利用目的や管理方法等についてまとめた文書のことです。個人情報保護法における公表義務を遵守するためには、作成が必須と言ってよい文書であり、今日では、多くの企業が定めています。

プライバシーポリシーで公表すべき事項

改正個人情報保護法では、以下の事項を公表する義務があります(多くの企業に関わる部分のみを抜粋しています。)

- ・企業名等
- ・個人情報の利用目的
- ・関係法令・ガイドライン等の遵守
- ・安全管理措置に関する事項
- ・オプトアウトに関する事項(該当する場合)
- ・共同利用について(グループ会社等で個人情報を共同利用する場合)
- ・開示、訂正等、利用停止等、第三者提供禁止手続
- ・質問及び苦情処理の窓口
- ・認定個人情報保護団体の名称及び苦情等の申し出先(認定個人情報保護

団体の対象事業者である場合)

安全管理措置の公表

今回の改正で影響が大きいのは、安全管理措置に関する事項が公表事項として加えられたことです。単に、「個人情報保護法についてのガイドラインに沿って安全管理措置を実施している」とだけ書くのでは不十分で、ある程度具体的に示す必要があります。ただし、公表をすることにより、データの安全管理に支障を及ぼすおそれのあるもの(利用しているシステムやソフトウェアの名称など)は公表する必要はありません。

安全管理措置の例として、要点のみ示します(個人情報保護法についてのガイドラインに詳細に記されています)。

(組織的安全管理措置)

- ・内部規律の整備(取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について個人データの取扱規程を策定し、定期的に見直しを実施している旨等)
- ・組織体制の整備(責任者を設置している旨、漏洩等を把握した場合の報告連絡体制等)
- ・定期点検・監査(定期的な自己点検、他部署監査の実施等)

(人的安全管理措置)

- ・従業者の教育(定期的に研修を実施している旨、秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込み周知している旨等)

(物理的・技術的安全管理措置)

- ・個人データの紛失防止(個人データを保存する機器や書類等の紛失を防止するための措置等)
- ・不正アクセス等の防止(外部からの不正アクセスから保護する仕組みを導入している旨等)

プライバシーポリシーの作成・見直し

プライバシーポリシーを作成・見直しするためには、自社がどのような個人情報を保有しているか、また、個人情報をどのように取り扱っているか等の状況について洗い出しをする必要があります。安易にひな型を利用するのでは、自社の状況に合ったプライバシーポリシーを作成することはできません。

個人情報保護法の改正を機会に、自社の個人情報の取扱い状況について、見直してみたいかがでしょうか。プライバシーポリシーの作成に関し、ご質問がある場合には、当事務所にご相談下さい。

12月中旬まではほとんど雪が降らず、スキー場の営業は大丈夫か、などと心配していましたが、年末年始からの寒波と大雪で、すっかり景色が変わりましたね。

我が家では、家族全員が楽しめるレジャーとして、毎年スキーをしています(小6の長男はついてきてくれなくなりましたが...)。といっても、これまでずっと小さい子に教えてばかりなので、親は全く上達しません。ある程度うまくなった子供に教えるほどのスキルもないので、

子供の上達もある程度で止まっています。

今年は、3歳になる末っ子の五男が一人で滑れるようになることが目標です。この子さえ滑れるようになれば、親として、子供の指導から解放されることになりまますから、五男が滑れるようになることは、親としての悲願なのです。

先日、ついに、その五男がボーゲンヘルパー(2本のスキーの先を繋げる器具)がある状態とはいえ、一人で、初中

級コースを滑れるようになりました！感激です！これで親も少しは上達できるでしょうか？



古瀬経営法律事務所

TEL:011-213-1723

〒060-0061 札幌市中央区南1条西11丁目327番地27 ジュピタープレイス2階

地下鉄をご利用の場合:地下鉄東西線「西11丁目駅」2番出口から南へ徒歩3分

<https://kose-law.net>

古瀬経営法律事務所

検索

営業時間
平日9時~18時

